



令和8年度版 福津で創業をお考えの方へ

福津市創業支援補助金



福津市では、市内で創業する方を支援するため、
国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、創業に要する経費の一部を補助します。

対象者

次のいずれかに該当する者

- ・交付申請する同年度内に、市内で創業を予定している個人または会社
- ・市内で令和6年4月1日以降に創業した個人または会社

※個人の場合は、申請年度内に市内に住所を有し、かつ市内に主たる事業所を有する、またはその予定であることが必要。会社の場合は、申請年度内に主たる事業所を有する、またはその予定であることが必要。

対象経費 ※令和9年1月29日までに請求・支払いが完了するものに限る。

対象経費となるのは、交付決定日以降に
購入するもの。(賃借料は除く)

補助の対象となる経費は以下のもの(消費税額は含まないものとする)

改装費



外装工事、内装工事、設備工事、上下水道改修等に係る工事費
(原則、市内事業者が施工するもの)

設備費



事業に必要な機械装置、工具、機器、備品等(汎用性が高いものは対象外)

広告宣伝費



パンフレット等の印刷費、ダイレクトメール等の郵送料、展示会の出展料、ホームページ作成料等

賃借料



事務所または店舗等の賃借料(交付決定日の翌月から令和9年1月31日まで)

補助額

対象経費の1/2以内(上限20万円)

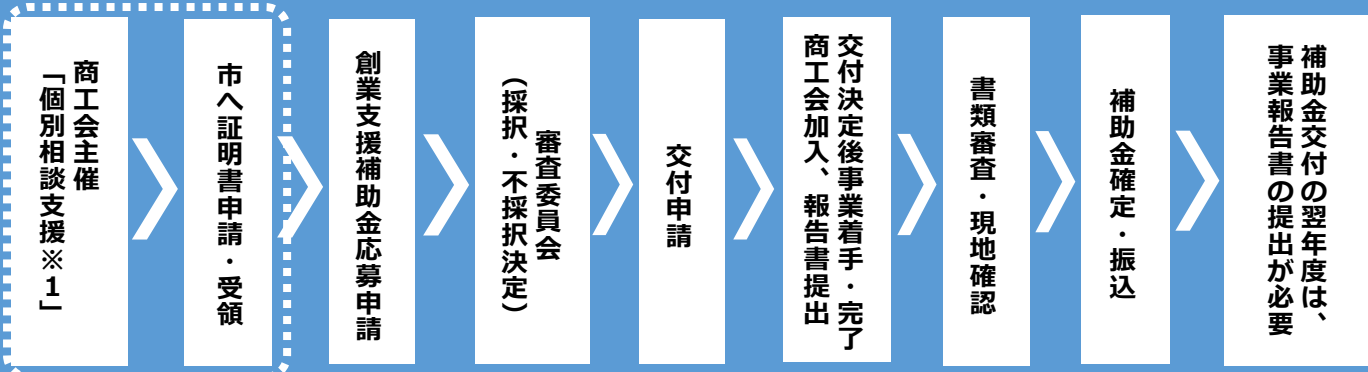
※千円未満の端数は切り捨て、当該年度の予算の範囲内で採択

申請受付

- ① 令和8年4月15日(水)～5月15日(金)
- ② 令和8年7月15日(水)～8月14日(金)
(ただし、予算額に達した時点で受付終了)

補助金申請の流れ

特定創業支援等事業



※1 市商工会において、1か月以上にわたり、個別で相談支援を4回以上受けることが必要です。

※内容については変更になる場合がありますので、詳細は下記までお問い合わせください。

問い合わせ

《申請について》福津市商工観光課 商工振興係 TEL:0940-62-5013

《個別相談支援・予約について》福津市商工会 TEL:0940-42-0315

福津市創業支援補助金

補助対象者

福津市内における創業者であって、次に掲げる全ての要件を満たすもの

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 事業を営んでいない個人であって、市内に住所を有し、かつ、市内に主たる事業所を有する意思を持っている者(申請年度内に住所を有する予定の者も含む)
- イ 事業を営んでいない個人であって、市内で新たに会社を設立し、申請年度内に市内に主たる事業所を有する予定の者
- ウ 令和6年4月1日以降に事業を開始した個人であって、市内に住所を有し、かつ、市内に主たる事業所を有している者(申請年度内に住所を有する予定の者も含む)
- エ 市内で令和6年4月1日以降に設立した会社の創業者であって、市内に主たる事業所を有している者(すでに事業を営んでいる個人が法人化する場合を除く)

(2) 福津市特定創業支援等事業に係る証明書の交付を受けていること

(3) 市税を滞納していないこと

(4) 市、福津市商工会及び地域と連携して、地域の活性化に貢献できる者であること

※以下は対象外

- ・既にこの補助金を受けた者
- ・福津市企業センターの入居者(予定も含む)
- ・福津市暴力団等追放推進条例第2条第2号～第5号に該当する者

補助対象事業

次に掲げる全ての要件を満たすもの

- (1) 需要、雇用等を生み出す見込みがあり、市の商工業の発展と活性化に貢献できること
- (2) 金融機関等からの資金調達や自己資金で事業の実施が十分見込まれる計画であること
- (3) 申請書に添付する補助事業計画に基づき実施するものであること

※以下は対象外

- ・宗教的活動又は政治的活動が目的のもの
- ・公序良俗に反するもの
- ・風営法第2条に該当するもの
- ・フランチャイズ契約又はこれに類するもの
- ・農業、林業、漁業、金融業、保険業、病院、一般診療所、歯科診療所、民泊新法の規制の対象となるもの、産廃処理業等

補助対象経費

※消費税額は含まない。また、交付決定日以降に契約又は発注するもののみ対象。

項目	具体例	対象外
改装費	事務所等の外装工事、内装工事、設備工事、上下水道改修等(建物の増改築に該当しないもの)に係る工事費(原則、市内に事業所を持つ業者が施工するもの)	住居部分に係る工事費、外構工事、建築資材・機器・設備・備品等を購入し、申請者自らが施工する工事費、電話・ケーブルテレビ・インターネット等の屋外回線工事費、電圧変更等に係る各種申込手数料等
設備費	申請する事業において直接必要な機械装置、工具及び機器もしくは備品	汎用性があるもの(パソコン、タブレット、車両本体等)、中古品、消耗品、原材料の購入費、リース料等
広告宣伝費	パンフレット等の印刷費、ダイレクトメール等の郵送料、展示会の出展料、ホームページ作成料等	切手の購入に係る経費、各種入会金、名刺のデザイン・印刷費等
事務所の賃借料	交付決定日の翌月から令和9年1月31日までの事務所又は店舗等の賃借料(事務所併用住宅の場合は、事務所及び住宅の面積に応じて按分)	申請者本人又は3親等以内の親族が所有する不動産等、住居部分の賃借料、借入れに伴う敷金・礼金・保証金・仲介手数料・共益費・火災及び地震保険料等これに類する経費等
補助額	補助対象経費から他の補助金等を控除した額の1/2以内(上限20万円)	

※自社内部、資本関係にあるもの、親族等、補助事業者と密接な関係を有するものとの取引及び発注にかかる経費は対象外

必要書類

福津市創業支援補助金応募申請に次の書類が必要です。

- ① 福津市創業支援補助金応募申請書(別紙2枚含む)
- ② 福津市創業支援補助金申請者調査
- ③ 誓約書
- ④ 創業事業計画書
- ⑤ 福津市の特定創業支援等事業を受けた証明書の写し
- ⑥ 住民票の写し(既に市内に住所を有する個人事業主の場合)
- ⑦ 登記事項証明書の写し(既に法人登記をしている場合)
- ⑧ 開業届の写し(個人事業主の場合)
- ⑨ 事業に係る許可証の写し(許可が必要な業種の場合)
- ⑩ 補助対象経費に係る見積書等の写し
- ⑪ 事務所等の賃貸借契約書の写し(対象経費に賃借料を含む場合)
- ⑫ 国、県、市、その他の団体等からの補助金の概要がわかる書類(該当する場合)
- ⑬ その他市長が必要と認める書類

※交付申請時は、①福津市創業支援補助金交付申請書②福津市創業支援補助金採択決定通知書の写し③市税の滞納がない旨の証明書が別途必要です。